

平成 29 年 9 月 5 日

中央環境審議会総合政策部会 御中

「第五次環境基本計画 中間取りまとめ」に関する意見

「第五次環境基本計画 中間取りまとめ」に関する意見を、下記のとおり提出させていただきます。ご検討の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文（いけやほうぶん）
※団体としての意見

記

1. 「持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育」について述べた部分について、その推進に当たっては「学校・園庭ビオトープ」の活用が効果的である旨を記載する。

また、これに関する専門家の例として、環境教育等促進法に基づき環境大臣により「環境人材育成・認定等事業」として登録されている「ビオトープ管理士」、「こども環境管理士」を挙げる。

該当箇所

第 2 部第 1 章 2 「パートナーシップの充実・強化」の部分の 12～14 行目（14 頁）

第 2 部第 1 章 4 「重点戦略を支える環境政策の展開」の部分の 1～2 行目（18 頁）

理由

子どもたちが日常的に自然と触れ合うことのできる学校・園庭ビオトープは、体験を通じて地域の自然環境について学び考える機会を与え、また、地域の住民や企業・団体など多様な主体と連携・協働できる場を提供します。（公財）日本生態系協会が 1999 年度より隔年開催をしている「全国学校・園庭ビオトープコンクール」では 2015 年度（第 9 回）までに延べ北海道から沖縄まで全国各地の 740 の学校及び幼稚園・保育所から応募がなされるなど、学校・園庭ビオトープは全国で普及している取組となっています。その動きをさらに促進するという観点からも、環境教育の推進に当たり「学校・園庭ビオトープ」の活用が非常に効果的であることを記載されることを要望いたします。

また、環境教育の推進に関する専門家として、地域で受け継がれた自然や歴史、文化など貴重な財産と、国際的な動向を踏まえたまちづくり・くにづくりを実践する技術者である「ビオトープ管理士」や、地域の自然を活かして保育環境の充実を図り、その振る舞いを通じて興味関心を高めることで、子どもたちの豊かな感性を育て主体的な活動を促すことのできる「こども環境管理士」を、具体的に例示されることについてもあわせて要望い

たします（※両資格ともその資格試験等が、環境教育等促進法に基づき環境大臣により「環境人材育成・認定等事業」として登録されています）。

2. 「森・里・川・海をそのつながりとともに豊かに保つ」という部分について、「生態系ネットワーク形成の取組の推進」ということを明示する。

該当箇所

第2部第1章3（3）「多種多様な地域循環共生圏形成による地域づくり」の部分の8～11行目（16頁）

理由

近年、関東地方の荒川・利根川水系、近畿地方の円山川水系などにおいて、流域の多様な関係者からなる地域の協議会が設立され、河川を軸とした生態系ネットワークの形成に向けた取組が進められています。現在、こうした動きは全国に広がりつつあり、本年1月には取組を一層推進すべく、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課の主催で「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」が開催されました。

生態系ネットワークの形成にあたって、森・里・川・海の間はつながりはその基軸となるものであり、2015年8月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」、「国土利用計画（全国計画）」でも、森・里・川・海の連環による生態系ネットワーク形成を進めていく旨が示されています。

第五次環境基本計画においても、森・里・川・海の連環による「生態系ネットワーク形成の取組の推進」ということを明示されることを要望いたします。

3. 国際的な生態系ネットワークの構築に関して、我が国がリーダーシップを発揮し、取組を推進することを記載する。

該当箇所

第2部第1章3（6）「国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と相互互恵関係の構築」の部分（17～18頁）

理由

我が国で見られる野生動物のなかには、ガン類・ツル類・ハクチョウ類などの渡り鳥やウミガメのように国境を越えて移動を行うものがあります。こうした野生動物を保護するためには、国内における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要になります。

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、目標像の一つと

して国境を越えた生態系ネットワークの形成が進む姿を掲げ、行動計画として、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努める旨が示されています。

国際貢献によって我が国がリーダーシップを発揮すべきテーマの一つとして、国際的な生態系ネットワークの構築を挙げられることを要望いたします。

4. 「経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点」から「環境政策を発想・構築する」との考えについて、効果発現までに一定の時間を必要とする分野があることを留意事項として示す。

該当箇所

第1部第2章3（3）「「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用」の部分の20～25行目（12頁）

理由

環境政策には生物多様性の保全・再生など、実現に一定の時間がかかることから、社会・経済面での効果が、短期のうちに必ずしも十分に得られない分野があります。環境政策、特に生物多様性の保全・再生の社会・経済面での効果に関する定量評価手法に関する学問的研究もまだ十分に積み重ねられていません。こうした状況の中、「経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果」を強調することは、目先の効果が見えにくい取組が後回しとなるおそれがあります。

生物多様性基本法に明示されている通り、生物多様性は人類の存続基盤です。「経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点」から「環境政策を発想・構築する」ことは重要ですが、その際、効果発現までに一定の時間を必要とする分野があることを留意事項として示す必要があります。

以上